

広島県告示第九百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三次市作木町下作木、同町上作木及び同町岡三淵地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
水迫川（四）	土石流	水迫川（四）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
下作木川（五）	土石流	下作木川（五）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
作木川（五隣）	土石流	作木川（五隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
港川（七一）	土石流	港川（七一）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
梶谷川（七二）	土石流	梶谷川（七二）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
梶谷川（七二隣）	土石流	梶谷川（七二隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
中ノ郷川（七三）	土石流	中ノ郷川（七三）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
落合川（七六）	土石流	落合川（七六）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
落合川（七六隣a）	土石流	落合川（七六隣a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
撰荷地川（七七）	土石流	撰荷地川（七七）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

常清滝川（七八）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） g	常清滝川（七八）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） g
丹渡川（五〇一三a）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） f	丹渡川（五〇一三a）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） f
丹渡川（五〇一三b）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） e	丹渡川（五〇一三b）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） e
丹渡川（五〇一三c）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） d	丹渡川（五〇一三c）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） d
中ノ郷川（五〇一六）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） c	中ノ郷川（五〇一六）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） c
上郷川（五〇二三）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） b	上郷川（五〇二三）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） b
上郷川（五〇二三隣a）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） a	上郷川（五〇二三隣a）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣） a
上郷川（五〇二三隣b）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣）	上郷川（五〇二三隣b）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣）
丹渡川（五〇一三隣）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣）	丹渡川（五〇一三隣）	土石流	次の図のとおり	上作木川（五〇二四隣）





東川(五〇 二二隣h)	土石流	次の図のとおり	東川(五〇 二二隣h)	土石流	次の図のとおり
東川(五〇 二二隣i)	土石流	次の図のとおり	東川(五〇 二二隣i)	土石流	次の図のとおり
落ヶ谷川(八六一五a)	土石流	次の図のとおり	落ヶ谷川(八六一五c)	土石流	次の図のとおり
落ヶ谷川(八六一五b)	土石流	次の図のとおり			
落ヶ谷川(八六一五d)	土石流	次の図のとおり	落ヶ谷川(八六一五隣b)	土石流	次の図のとおり
落ヶ谷川(八六一五隣b)	土石流	次の図のとおり			
岡三淵岡(一一〇)	地滑り	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。